

平成25年2月14日
資源エネルギー庁
東北経済産業局

東北電力株式会社による電気料金値上げ認可申請等に係る公聴会 を開催します

経済産業省は、電気事業法施行規則第134条の規定に基づき、東北電力株式会社から平成25年2月14日付けに行われた電気料金値上げ申請等に係る公聴会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

1. 公聴会の開催日時及び場所

○日時：平成25年5月9日（木）9時から
（5月10日（金）予備日（※））

※意見陳述人が多数の場合には5月9日に加え、10日にも開催。なお、意見陳述を行う方は、期日の指定を行うことはできません。

○場所：仙台合同庁舎8階 講堂
（宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号）

2. 事案の要旨

○申請者：東北電力株式会社

○申請の概要：現行の電気料金を平均11.41パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う供給約款の変更を行う。

○申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ
（<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/1302tohokushiryoyou/index.html>）に掲載します。

なお、当該資料については、以下のところでも閲覧できます。

- ・経済産業省（東京都千代田区霞が関1丁目3番1号）
- ・東北経済産業局（宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号）
- ・東北電力株式会社の本店及び支店・営業所

3. 公聴会における意見陳述の申出方法

公聴会に出席し、意見陳述を希望される方は、以下の要領により意見陳述届出書を作成し、期日までに提出してください。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が陳述人を指定の上、その旨を届出者に通知します。

（1）意見陳述届出書の記載事項

別記の様式に従い、以下の事項を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限ります。）を作成し、郵送またはメールにて提出してください。

- ・氏名、住所及び職業
- ・今回の事案（東北電力の値上げ認可申請等）に関する意見の概要

（2）意見陳述届出書の提出期限

平成25年4月24日（水）《必着》

(3) 意見陳述届出書の提出先

《郵送の場合》

東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課
(〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号)

※封筒の表に「東北電力関係公聴会陳述希望」と記載してください。

《メールの場合》

受付メールアドレス：tohoku-denkikochokai@meti.go.jp

※タイトルは、「【陳述希望】東北電力関係公聴会」と記載してください。

※意見陳述届出書は、別記の様式にて作成し、メールに添付してください。

記載事項は、できる限りA4用紙1枚にまとめ、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付してください。

4. 公聴会傍聴の申込方法

公聴会の傍聴を希望される場合は、以下の要領により、はがきまたはメールにてお申し込みください（一人一通に限ります。また、はがきとメールでの重複申込をされた場合は、メールでの申込を有効とします。）。なお、傍聴の申込が多数の場合は、傍聴者を指定し、その旨を申込者あて通知します。

《はがきの場合》

(1) 記載方法

〈はがき裏面〉

申込者の郵便番号、住所、氏名及び「東北電力関係公聴会傍聴希望」の旨

(2) 傍聴申込はがきの提出期限

平成25年4月24日（水）《必着》

(3) 傍聴申込はがきの郵送先

東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課
(〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号)

《メールの場合》

(1) メール本文に、申込者の住所、氏名、「東北電力関係公聴会傍聴希望」の旨を記入してください。

タイトルは、「【傍聴希望】東北電力関係公聴会」としてください。

(2) 傍聴申込メールの提出期限

平成25年4月24日（水）《必着》

(3) 傍聴申込受付メールアドレス

tohoku-denkikochokai@meti.go.jp

(本発表資料についての問い合わせ先)

※公聴会の手続き等について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

政策課長 佐藤 悦緒

担当：曳野、尾張

電力市場整備課長 片岡 宏一郎

担当：鍋島、川瀬

電 話：03-3501-1511

※公聴会の会場等について

東北経済産業局資源エネルギー環境部

電力・ガス事業課長 兎澤 健

担当：鈴木、佐藤

電 話：022-221-4936

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣 殿

(ふりがな)
届出者 氏 名
(郵便番号)
住 所
(電話番号)
(メールアドレス)
職 業

東北電力株式会社の電気料金値上げ認可申請等に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

(意見の概要)

備考

- 1 届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格A4とすること。
- 2 意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
- 3 団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。